

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年12月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400058 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400018 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 60 年 6 月 1 日から同年 5 月 31 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私が美容師として勤務していた店舗の運営会社が、B 社から A 社に社名変更した際に、厚生年金保険の記録が空白期間となっている。継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

C 労働局の回答から、雇用保険被保険者情報の記録において、B 社は、昭和 60 年 5 月 30 日に A 社に「吸収合併」とされていること、及び請求者の雇用保険の被保険者記録は、昭和 56 年 7 月 21 日の資格取得日から平成 10 年 12 月 15 日の離職日まで継続していることが確認できる。

また、複数の同僚は、請求者が請求期間当時、その前後において仕事内容の変更もなく継続して勤務していた旨を回答している。

さらに、請求期間当時、請求者と同じ店舗に勤務していた同僚の給与台帳によると、昭和 60 年 5 月に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事情を踏まえ総合的に判断すると、請求者は、勤務していた店舗の運営会

社がB社からA社に変更となり、昭和60年5月31日からは、A社に使用されることになったと認められ、また、請求者の昭和60年5月に係る厚生年金保険料が給与から控除されていなかったという特別な事情は見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるのが妥当である。

一方、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を行ったか否かについては、事業主は不明である旨を回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和60年5月31日に訂正し、同年5月の被保険者期間については、標準報酬月額を同年6月と同額の14万2,000円とした上で、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を行ったか否かは不明である旨を回答し、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断するのが妥当である。